

三木町告示第108号

三木町物品購入等契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月3日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第18号

三木町物品購入等契約規則の一部を改正する規則

三木町物品購入等契約規則（平成17年三木町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第35条を次のように改める。

（契約保証金の減免）

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず契約保証金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。

- （1） 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- （2） 契約者が、保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （3） 契約者が、過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 法令の規定に基づいて延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- （5） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- （6） 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （7） 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （8） 前各号に掲げる場合のほか、町長が特に認めるとき。

第36条中「領収書と引換えに」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。